

2025年 輸送安全報告書

いず東海タクシー株式会社

I はじめに

当社は、最大の使命である「安全の確保」を最優先し、地域社会やお客さまから信頼される企業を目指しております。

このたび、昨年度の当社の安全に関する取り組みを報告させていただきます。引き続き運行の安全およびお客さまに対するサービスの質を向上していきます。

取締役社長 三澤 賢 浩

II. 安全に関する基本方針

輸送の安全に関する基本方針は次のとおりです。

- 1 経営トップは、輸送の安全確保に主導的な役割を果たし、安全管理体制を構築する。
- 2 日常の点呼や社内会議を通じ、従業員に輸送の安全確保が最重要であることを認識、徹底させる。
- 3 関係法令および社内規則を遵守する。
- 4 経営トップ以下、全従業員が一丸となって、絶えず安全性の向上に努める。
- 5 輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

III. 安全確保のための具体的取り組み

基本方針に基づき策定した安全重点施策の期間中における取り組み状況は次のとおりです。

1 安全運転基本動作の励行

安全は全てに優先します。役職員は関係法令を遵守しお客さまの安全確保に努めました。

経営層による職場巡回の実施

本社部門による営業所の安全管理、車両整備状況等の確認を目的とした職場巡回を実施し、乗務員点呼、車両、営業所および車庫施設の点検等を行いました。重点期間を設けて経営者による巡回を行いました。

厳正な乗務員点呼の実施

乗務員点呼は管理者と対面で行い、始業時には健康状態の確認、注意事項の伝達等を行い、終業時には安全に関する情報の報告を受けるなど、安全運行に必要な確認を確実に行いました。

アルコール検知器による検査

乗務員は始業時、終業時ともに点呼時に管理者と対面でアルコール検査を行っております。全4営業所のアルコール検知器は、測定時の顔写真データを測定記録とあわせて保管しているほか、同検査の個人認証をIC免許証で行い、厳格なアルコール検査および運転免許証の不携帯の防止を徹底しております。
なお、アルコール検知器は常時有効に動作するよう定期的に点検しております。

2 危険箇所および事故情報の共有

安全に関する情報の連絡体制を周知・徹底し、危険箇所および事故情報など必要な情報を役職員間で共有し、事故の未然防止・再発防止に努めました。

社内関係者間で事故情報の共有・協議

安全輸送を推進するため、定期的に事故審議委員会を開催し、経営トップや本社部門、営業所所長で事故の再発防止、撲滅について協議いたしました。
【5、8、11、2月】

3 安全最優先の意識の向上

安全に関する教育訓練を着実に実施し、役職員の資質の維持向上に努めました。

安全・安心の教育

法令違反行為の撲滅を図るために、安全最優先の意識の浸透に努めています。

ドライブレコーダーの活用

営業車両へ設置したドライブレコーダーのデータは、事故発生時の検証や安全運転意識の高揚などに活用いたしました。

バックセンサー設置による事故防止

車両の後部バンパーにバックセンサーを設置し、後退時の事故防止に努めています。

IV. 安全に関する目標と達成状況

(1) 2024年度の目標の達成状況

- ① 重大事故 目標0件に対し、実績0件
- ② 有責事故 目標対前年比25%削減に対し、実績41%減少
(2023年度34件に対し、2024年度20件発生)

(2) 2025年度の目標

- ① 重大事故 目標0件
 - ② 有責事故 目標対前年比35%削減(発生13件以下)
- ※ 安全最優先の意識の徹底、後退時の物損事故の防止対策の再徹底などにより、目標達成を目指します。

V. 事故の発生など安全に関する情報

事故に関する報告

期間中、重大事故（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）の発生は、ありませんでした。

VI. 輸送の安全に関する情報と改善措置

期間中、次の行政指導を受けました。改善措置を着実に実施し、二度とこのような事例を起こすことがないように、再発防止を徹底いたします。

(1) 内容

輸送施設の使用停止（60日車）

自動車車検証の有効期限が満了している事業用自動車を運転していた

（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第45条）

(2) 処分期日

令和6年11月13日付 中運自監第80号（令和6年6月14日実施の中部運輸局監査）

(3) 改善措置

車検整備の二重チェック体制の構築と整備管理者、運行管理者の再教育を行う事等により改善いたしました

VII. 安全管理体制

取締役社長を最終的な責任者として次のとおり安全管理体制を構築し、各責任者の輸送の安全に関する責任・権限を明確にしています。

